

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会福祉の心育成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を図るため、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校が実施する福祉教育に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象、交付額及び事業の実施期間)

第2条 助成の対象となる事業は次の各号に掲げるものとし、具体的な取組内容及び対象外経費は別表のとおりとする。

- (1) 地域住民との交流
- (2) 福祉施設への訪問
- (3) 地区社協行事への参加
- (4) 地域の福祉に関する調査・研究
- (5) 地域でのボランティア活動体験
- (6) 福祉に関する情報発信・啓発
- (7) その他実践的な福祉教育として会長が必要と認めた事業

2 助成金の交付額は、千円単位とし、7万円を限度として、予算額及び全体の申請件数、事業内容を審査し決定する。

3 事業の実施期間は、1年以内とする。

(実施計画)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書兼交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 会長は、申請者からの提出書類の内容を審査し、その結果を交付決定・否決通知書（様式第2号）を作成し、申請者に通知する。

(概算払い)

第5条 助成決定をした場合は、請求書（様式第3号）により概算払いを行う。

(実績報告)

第6条 申請者は、実績報告書（様式第4号）及び会計報告書（様式第5号）を事業完了後速やかに、別に定める日までに会長に提出する。

(助成金の確定及び返還)

第7条 会長は、前条の報告を受けたときはその内容を審査し、助成金の確定通知書（様式第6号）を申請者に通知する。また、必要と認めたときは助成金の返還通知書（様式第7号）を申請者に通知することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この公告は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する

別表（第3条関係）

助成対象事業	具体的取組内容
(1) 地域住民との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のお年寄りとの交流 ・ 未就園児との交流 ・ 地域の敬老会への参加 ・ 老人クラブ、高齢者サロンとの交流 ・ 野菜の栽培、収穫、調理をして交流 ・ 地域の方や周辺の園児等を招待し交流 ・ 身体、視覚、聴覚障害の方を招き講話
(2) 福祉施設への訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設へ訪問し交流、体験学習
(3) 地区社協行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい祭り、夏祭り等の行事に参加
(4) 地域の福祉に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解、ユニバーサルデザインの学習後、調査・研究 ・ 地域の福祉課題について調査・研究 ・ 市の福祉サービスの調査・研究 ・ 学校周辺道路、施設のバリアフリーの調査・研究 ・ 地域のバリアフリーマップの作成 ・ 地域住民の構成員に関する調査・研究 ・ 共同募金の使い道に関する調査・研究
(5) 地域でのボランティア活動体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集活動（プルタブ、エコキャップ、ベルマーク等） ・ 各種ボランティアに参加 ・ 地域のゴミ拾い等
(6) 福祉に関する情報発信・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民向け新聞づくり等
対象外経費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市販の弁当、総菜等の購入費 ・ 宿泊を伴う福祉学習やボランティア活動体験の費用 ・ 福祉お助け用品に含まれる物品、車いす等の購入費 ・ 子どもが直接関わらない活動（職員研修や外部ボランティアのみの活動等）への支出 ・ 事業以外に用途のある物品（書籍、ストーブ、トナー等）の購入費 ・ その他事業の目的に沿わないと判断されるもの 	

様式第1号（第4条関係）

平成 年度福祉の心育成事業助成金交付申請書（事業変更申請書）

平成 年 月 日

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会 会長 様

学校・園名

代表者氏名

印

連絡先 TEL

FAX

担当者氏名

平成 年度において、福祉の心育成事業を下記のとおり実施しますので、助成金を交付されるよう申請します。

1 交付申請金額 _____ 円

2 事業計画・支出計画

事業名	
事業目的	
事業内容	
支出計画	

複数の事業を実施する場合は、別紙にご記入ください。

(別紙)

事業名	
事業目的	
事業内容	
支出計画	

事業名	
事業目的	
事業内容	
支出計画	

学校・園名

代表者氏名

様

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会
会 長 印

平成 年度福祉の心育成事業助成金交付決定（否決）通知書

平成 年 月 日に申請のあった福祉の心育成事業助成金交付申請書を審査の結果、交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

1 交付金額 金 _____ 円也

2 条件

- (1) 助成金は、当該事業以外の目的に使用することはできません。
- (2) 事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ会長の承認を受けてください。
- (3) 事業の運営や経理の状況を調査し不相当と認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) 事業完了後速やかに別に定める様式により、実績報告書及び事業収支報告書を提出してください。

3 否決理由

様式第3号（第6条関係）

平成 年度福祉の心育成事業助成金請求書（概算払い請求書）

金 _____ 円也

平成 年度福祉の心育成事業助成金として、上記のとおり請求します。

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会 会長 様

平成 年 月 日

住 所

学校・園名

代表者氏名

印

振込先 金融機関名 _____ 支店名 _____

預金口座（普通・当座）口座番号 _____

（ふりがな）

名 義 _____

※振込先確認のため、通帳の写しを添付してください。

様式第4号（第7条関係）

平成 年度福祉の心育成事業実績報告書

年 月 日

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会 会長 様

学校・園名

代表者氏名

印

下記のとおり報告します。

事業実施日	
地域との関わり	
内 容 (具体的に記載)	
成 果	

注1：地域住民と幼児・児童・生徒との関わりの様子、参加人数、学習活動による効果等について、具体的にご記入ください。

注2 活動の様子がわかる写真の添付をしてください。

様式第5号（第7条関係）

平成 年度福祉の心育成事業収支報告書

年 月 日

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会 会長 様

学校・園名

代表者氏名

印

1 収入の部

項 目	金 額	備 考
市社協助成金	円	
	円	
合 計	円	

2 支出の部

項 目	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(注) 1 収入、支出合計は同額としてください。

様式第6号（第8条関係）

磐社協第 号
年 月 日

学校・園名
代表者氏名

様

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会
会 長 印

平成 年度福祉の心育成事業助成金確定通知書

年 月 日付の実績報告書及び事業収支報告書を審査の結果、下記の金額を福祉の心育成事業に対する助成金として、確定します。

記

金 _____ 円也

様式第7号（第8条関係）

磐社協第 号
年 月 日

学校・園名
代表者氏名 様

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会
会 長 印

平成 年度福祉の心育成事業助成金の返還について（通知）

年 月 日付磐社協第 号により交付決定した福祉の心育成事業の助成金について、
次のとおり返還を求めます。

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 返還額 金 _____ 円

3 交付年月日 年 月 日

4 理由

5 返還期日 年 月 日限

6 返還手続 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会の銀行口座へ振込にて返還

7 振込先 金融機関名

支店名

預金口座

名 義

参考資料

福祉の心育成事業助成金事業収支報告書支出項目一覧表

支出項目	説 明
諸謝金	福祉体験学習講師謝礼、講師交通費、施設訪問手土産代、
旅費交通費	児童生徒が福祉体験学習等に出かける際の公共交通機関料金、タクシー代 教員の福祉教育に関する研修出張旅費
使用料	会場使用料、バス借上げ料、施設利用料
消耗品費	コピー用紙、マジック、文具等事業実施準備に必要なもの
材料費	事業実施時まで使用し、消耗品として残らないもの 体験活動等で食材を調理する場合の食材
研修費	日帰り体験学習の研修費用
運搬費	収集物寄付のための送料、福祉ビデオ等貸借時の送料
保険料	事業実施時の保険代金
印刷製本費	福祉新聞印刷費、資料印刷費